

小平市教育委員会会議録（甲）

——9月定例会——

平成20年9月26日（金）

平成20年9月 教育委員会定例会（甲）

開催日 時 平成20年9月26日（金） 午後2時00分～午後3時15分
開催場所 市役所5階505会議室
出席委員 小池貞雄委員長
伊藤文代委員長職務代理者
吉田昌子委員
荒畠忠弘委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大滝安定学務課長
永田達也学務課長補佐
白倉克彦指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤眞仁体育課長
島林正美中央公民館長
柄澤俊彦中央図書館長
仙北谷仁策指導主事
書記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍聴者 4名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会9月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、小池でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと思います。

本日の議題のうち、教育長報告事項（8）、及び、議案第23号から第28号までは、人事案

件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題につきまして、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○小池委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(委員長報告事項)

○小池委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会及び理事研修会について。

伊藤委員長職務代理者から御報告をお願いいたします。

○伊藤委員

それでは御報告いたします。資料No.1をごらんください。

平成20年度第2回理事会は8月28日木曜日、自治会館にて開催されました。議題はごらんのとおりです。

管外視察研修会については、品川区立日野学園の視察が予定されておりますが、このことに関連して、理事の中から質問がございました。連合会の中で小・中一貫を実施、あるいは検討中のところがあるか、という質問でございましたが、小金井市、西東京市など9市がイエスとの回答でした。

また、施設一体型の日野学園の視察ですけれども、連携型についての説明を期待するという声も多数ありました。

2番目の研修会についてですが、日程は平成21年2月3日、講師が森隆夫先生と決まっていますけれども、講演のテーマが調整中ということとして、何か希望があれば、10月17日までに担当の羽村市教育委員会までファックスでお寄せ下さいとのことでした。よろしくお願ひいたします。

3番目のブロック研修会の予定発表がありまして、私どもの第3ブロックについては、10月に小平で開催しますということで御存じのとおりですが、御参考までに、他のブロックのテーマをお伝えしますと、第1ブロックがごみの最終処分場から資源循環への取り組みを学ぶというテーマです。第2、第4ブロックが特別支援教育について、というテーマでございます。

なお、この理事会終了後に研修会ということで、多摩教育事務所の若林指導課長により講演が

ございました。資料をそらんのとおりでございますが、新学習指導要領のお話で、学習指導要領の変遷をお話になられ、新学習指導要領について、どうしてこのたびこうなったかという、その経緯の御説明と、それから今後の実施にあたって、心配なことも幾つか指摘されたところでございます。詳細はまたお尋ねいただければと思います。

以上です。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

(教育長報告事項)

○小池委員長

次に、教育長報告事項を行いたいと思います。

教育長報告事項（1）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（1）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について、を報告いたします。資料はございません。

本件につきましては、皆様御案内のとおり、小池委員長並びに私、坂井が、9月30日をもって教育委員としての任期が満了となりますところ、市議会9月定例会初日の本会議におきまして、阪本伸一氏、並びに森井良子氏を後任として任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

小池委員長におかれましては、2期8年に及び、教育委員として小平市の教育の発展に御尽力いただきました。このことに対しまして、事務局を代表して、心より感謝申し上げます。

また、私につきましても、2期8年の間、教育委員、そして教育長として、職務に努めて参りました。これまで委員の皆さんに御力添えいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（2）市議会9月定例会について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（2）市議会9月定例会について、を報告いたします。

市議会9月定例会は、9月8日から開催され、9月30日の本会議最終日をもって閉会となる

予定です。

9月8日の本会議初日については、先ほど報告しましたとおりです。

翌9日に代表質問、10日から12日までの3日間には一般質問がございました。代表質問は5会派から12件、一般質問は23人の議員から59件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが、代表質問が3件、一般質問が17件でございます。

これらの内容につきましては、資料No.2にて御確認下さい。

次に、同月16日に総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました「平成20年度小平市一般会計補正予算（第2号）」が審査され、賛成多数で可決すべきものと決せられました。

さらに、翌17日には生活文教委員会が開催されましたが、教育委員会に関連する事案はございませんでした。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）教育長の兼職について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）教育長の兼職について、を報告いたします。資料はございません。

本件は、地方教育公務員特例法第17条第1項に基づく兼職につきまして、1件、報告申し上げるものでございます。

内容は、東京国体やオリンピックに向けた東京都選手の競技力向上方策を総合的に推進するために東京都競技力向上推進本部が設置され、この委員に東京都の依頼を受け就任したものでございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（4）小平市中央図書館施設の提供について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）小平市中央図書館施設の提供について、を報告いたします。資料No.3をごらんください。

小平市中央図書館の施設を提供するに当たって、規定を整備するものでございます。

中央図書館では、現在でも幾つかの市民の団体に視聴覚室等の施設を御利用いただいております。申し込み等の手続はとっておりますが、規定等はない状態でございます。

また、小平市行財政再構築プランでは、「地域協働の推進」がうたわれておりますが、その中の「地域協働の基盤づくり」として「図書館施設の提供」が挙げられております。実施内容につきましては、「図書館活動を行う団体等に視聴覚室等の図書館施設を提供すること」となっております。

図書館施設の提供に関しましては、適正化を図るとともに利用団体を広く求め、さらなる活用を図るために、施設の利用方法等を定めた要綱を策定いたします。

詳細につきましては、柄澤中央図書館長から説明させます。

○小池委員長

それでは、よろしくお願ひいたします。

○柄澤中央図書館長

小平市中央図書館施設の提供について説明をさせていただきます。

ただいまの説明にもありましたけれども、図書館というのは市民活動やボランティアを前提としたところがございまして、開館当初から関係団体と一緒にになって行事を行ったり、施設を提供したりということがありました。

しかしながら、貸し出しの規定等はなかったわけでございます。ひとつには貸し出しのルールをつくって、適正化を図っていきたいということがございます。また、行財政再構築プランでも読書活動団体に対する施設の提供がうたわれており、施設を広く貸し出すためにもルール、要綱が必要となったわけでございます。

まず要綱案をごらんいただきたいと思います。第1条は趣旨を規定しておりますが、中央図書館の施設のうち、視聴覚室、対面朗読室、館外奉仕室の3部屋を、他の団体に利用していただくということに関して、必要な事項を定めるということが書かれております。

第2条は、利用できる団体として、図書館活動又は読書活動を推進する団体を挙げております。

第3条では、利用団体として、登録を受けるということを定めております。

第4条では、確認的に中央図書館みずからが利用する場合を除き、要するに使わないときに利用していただくということ。2点目としましては、開館日に限るということ。3点目は開館時間にあわせて3つの時間に分けて利用していただくということが書かれてございます。

第5条は、利用申請書を規定するとともに、定期利用団体は6ヵ月前の初日、一時利用団体は3ヵ月前の初日から申請できることとしてございます。

第6条は、利用承認について規定し、第7条は終了時の届け出を規定したところでございます。

第8条は、利用の取り消し、第9条は遵守事項を規定したところです。

施行期日は、平成20年10月1日といたしました。

周知につきましては、ホームページ等によるほか、現に利用いただいている団体には個別に周

知することといたしました。

なお、現在案文等につきましては、総務課と最終的な調整を行っております。内容はかわりませんが、表現等については変更部分があるかと存じます。9月中に調整を済ませ、10月1日から施行していきたいと考えておりますので、案文という形ではありますが、本日御報告をさせていただきました。

正式なものができました段階で、要綱を配付させていただきたいと考えております。

以上です。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（5）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（5）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.4をごらんください。

[I] は、金10万円を、堀川慶子ダンスサークル・フレンドシップ様から、小平市文化振興基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。
詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、10件でございます。
はじめに、受付番号（49）。事業名、第17回こどもまつり。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（50）。事業名、第12回玉川上水観察会。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（51）。事業名、大切な命の写真展。こちらは今回初の承認で、事業内容は、小さな花、昆虫、鳥、動物、そして人間、一生懸命に生きていると感じた作品を市民から募集し、優秀作品を展示するものです。応募は無料でございます。

次に、受付番号（52）。事業名、平成20年度こだいら子どもボランティアスクール。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（53）。事業名、第57回小平親と子のよい映画を見る会、定期上映会。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（54）。事業名、親子でいっしょに手打ちうどん作り体験と味わう会。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（55）。事業名、チャリティーコンサート、第25回唱歌・童謡・愛唱歌をうたう集い。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（56）。事業名、第6回生涯学習セミナー。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（57）。事業名、岩渕嘉瑩（テノール）による歌曲を楽しむ。こちらは今回初の承認で、事業内容は講座開催200回を記念して市民と一緒にミニコンサートを開催するというものです、入場は無料でございます。

終わりに、受付番号（58）。事業名、外国人のための都内リレー無料専門家相談会。こちらも今回初の承認で、事業内容は外国人や市民が安心して暮らせる環境をつくるため、外国人が抱える問題の解決をサポートする相談会を開催するというもので相談は無料でございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（7）事故報告I（8月分）について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

8月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

○山田教育部理事

8月分の事故報告Iについて報告いたします。

はじめに交通事故です。小学校、中学校ともに交通事故はございませんでした。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で4件、中学校で1件ございました。

はじめに、小学校の事故からです。

①の事故は、小学校6年生男子が、夏季水泳指導中、泳いで潜った際、プールの底に歯をぶつけ、歯を欠損したというものでございます。

②の事故は、小学校3年生男子が、夏季水泳指導中、入水した際、飛び込み台側の壁に顎をぶつけ裂傷を負ったというものでございます。

③の事故は、小学校1年生男子が、夏季水泳に参加するため、更衣室で着がえをしていた際、バランスを崩して、机の角に額をぶつけ裂傷を負ったというものでございます。

④の事故は、小学校4年生女子が、夏季水泳指導中、入水した際、プールサイドに顎をぶつけ裂傷を負ったというものでございます。

次に管理外の事故でございますが、1件、小学生9人にかかる事故がございました。

⑤、小学校4年生男子5名、小学校5年生男子4名が、サッカーチームで練習中、熱中症による体調不調を訴えて、病院に運ばれたというものでございます。このうち、熱中症という診断が1名、軽度熱中症が3名、問題なし5名でございました。

次に中学校でございます。

⑥、中学校2年生男子が、サッカーの試合中、相手選手とボールを奪い合った際、バランスを崩し、地面に左手をついて手首を骨折したというものでございます。

なお、今月の事故は昨年の同じ月と比べますと、交通事故は同数、一般事故は4件の増加でございました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

ここまで教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。ありましたら、お出しいただきたいと思います。

○伊藤委員

議会でも給食のことが話題になっておりましたが、現在事故米のことが報じられております。お米そのものではなく、米粉などの加工品についてなど、非常に多岐にわたっておりますので、不安を抱えている保護者が多いと思います。小平市の小学校、中学校の給食について調査が進んでいますか。

○大滝学務課長

では、学校給食における事故米の、小平市の対応状況について、御報告申し上げます。

昨日現在、三多摩地区におきましても、あきる野市、三鷹市で、事故米から製造されました食用でんぷんを使用した玉子焼きを、給食に使用していたという発表がございました。小平市にお

きましては、小・中学校とも、基本的には加工製品は使用しておりませんので、玉子焼きにつきましても手づくりいたしております。そのため、現在話題になっております玉子焼きにつきましては問題はございません。

また、現在米を含めました給食で使用いたしております食材料につきましては、各学校及び給食センターを通じ、食材料搬入業者に調査をいたしております。

なお、教育委員会といたしまして、保護者への周知でございますが、現在状況が流動的でございますので、一定の時点での報告したいと考えております。

以上でございます。

○吉田委員

教育長報告事項（1）の小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について、で伺いたいと思います。

今回、坂井教育長と小池委員長が任意満了ということで退任、交代をされるわけですが、9月議会で決まったあとに、学校現場や地域の方から、非常に驚きと落胆の声が私のもとにも届きました。

現在、まだ2期8年ですので、過去には2期以上3期12年、あるいは3期11年を迎えた方も3人くらいいらっしゃるというふうに聞いております。そのような中で今回、教育に熱い情熱を持ち、指導力、発想力、それから実行力があり、学校、家庭、地域ぐるみの教育改革と目覚ましい成果を上げられました教育長、委員長が、ただ単に2期8年、任期満了という形だけで交代ということに対して、何か納得しがたいものを感じております。

そこで、今回の教育委員の交代に当たり、議会ではどのような審議がなされたのか、それをちょっと詳しくお知らせいただけたらと思います。

それから、あともう一点は、今年度より教育委員の任命に当たり、保護者が含まれていなければいけないというふうになっているのですが、それを踏まえ、今回保護者代表で選ばれた新委員さんですが、お子様が小平市立の学校ではなく、私立の学校に通われていると伺っています。この点につきましても、それが適正であるのかどうかということを御説明いただきたいと思います。

○昼間教育部長

9月議会に市長から議案として出され、御審議いただいたということでございまして、詳しい経過については、正式な会議録がこれからできますので、それをご覧になつていただければと思います。

保護者の件につきましても、我々がコメントできる立場ではございませんので、それをご覧になつていただければと思います。

以上です。

○阿部教育庶務課長

保護者の件につきまして、私の方から知る範囲でお答え申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で保護者の選任の義務化がされたわけでありますけれども、これは国の解釈文も出ておりますが、保護者は、親権を行う者及び未成年後見人を指すわけですが、特に私立だとか、公立だとか、その辺についての規定はされてはおらないところです。

以上でございます。

○荒畠委員

教育長報告事項（2）の市議会9月定例会について、というところなんですが。その代表質問が3つほどございますけれども、代表質問内容2の政和会、佐野郁夫議員が小平市の教育の目指すべき方向についてということで、5つほど質問をされております。

答弁内容については、特に問題はないと思いますが、その（4）に、「小・中一貫教育、中・高一貫教育、学校選択制、2学期制、夏休み短縮、夜スペ、土曜授業など、教育改革の様々な取り組みに対する評価と導入の考えは」ということで、これからのことについてのお願いということで、ちょっと申し上げたいと思います。

ここに書いてございますように、2学期制、また夏休みの短縮、土曜授業などにつきましては、授業時間の確保とか、あるいは学力向上ということを目的に、そういったお話が出ているのではないかということで、これからもそこに書いてございますように、検証といいますか、検討していっていただきたいというふうに思います。

それから、学校選択制ということなんですが、これは小平市の場合には、「地域で育てよう、すこやかな子ども」ということで、教育長が進めていらっしゃいますように、保護者と地域の皆さんと学校が一体となっておりますので、その学校選択制をやるということについては、ちょっと違和感があると思います。ここにも学区域を不特定とする学校選択制の施行は当面は考えていないということですが、個人的には、やはり小平の小学校、中学校でも多少差があるので、ちょっと地域が違っても行ってみたいという考え方もあると思うのですが、教育委員という立場では全体をレベルアップしていって、その学校選択制をするというのは、不公平な面が出るということもあるので、問題があると思います。しかしながら、やはりいろんな角度から、プラスマイナスを考えて検討していっていただきたいというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、小中一貫教育、中高一貫教育ということについても、現段階では導入は考えておらないということを書いてありますが、秋田県の学力テストの向上などを見ますと、やはり小・中学生の授業態度が非常によいとか、また家庭での学習が習慣化されているとか、また教育長がおっしゃっている地域と学校と家庭の連絡が密になっているとかということで、非常に学力を上げていることもあります。

また近くでは、八王子市の教育委員会で小中一貫教育を実施して、いろいろと段取りを組んで実施に踏み切っているというお話を聞いております。ですから、小平市の教育委員会が、それを

ただまねをするということではないのですが、非常にいいことでしたらこれからも研究をしていくただければというふうに思います。

ちょっとお願ひみたいになりましたけれども、以上です。

○坂井教育長

今、荒畠委員からなされた御意見については、これまでにも校長・副校长合同会議などずっと話をしていますし、実は私の任期がこの30日で終わりますので、改めて臨時に校長、副校长を集めて、その中で今質問されたような内容等も含めて今後小平がどういう学校教育、また地域の教育を取り込んだ教育を進めていったらいいかという話をする予定でいたんですけども。

例えば2学期制にしても、最初は華々しく取り組んでいた地域でも、ちょっと見直しが現在始まっているんですよね。2学期制を主張する中で、授業時数を増やすのが大きな目標だったんですけども、別に2学期制にしなくとも3学期制の中で授業時数を増やす工夫というのは、現実にできているわけです。

今年の夏が終わったころに、ちょうど区部の地区の夏休みを5日間短縮して授業時数を19時間増やしたという報告がありましたけれども、もう小平の場合は既に始業式、終業式の前の給食をできるだけ確保したり、あるいは開校記念日を授業日にしたり、都民の日を授業日にすることによって、かなりの時数の確保ができているわけなんですね。

今春報道された区部の授業時数の増というのは19時間となっていましたけれども、小平ではもう既に19時間前後は間違いなく確保しているわけなんです。だから改めて夏休みを削ってまで授業時数の確保をする必要はないというふうに私は思っているんですね。

なぜかといいますと、これは学校現場にいないと本当にわからないことなんですけれども、夏休みを過ごして、いろんな経験をした子どもたちというのは、見違えるような姿を見せてくれるわけなんです。だから、本当はできるだけ夏休みは確保してやって、地域や親子やあるいはさまざまなグループに所属して、いい意味での夏の体験をしてくることが、子どもたちにとって本当に大きな成長力になると思っていますので、私自身はこの2学期制をとることについては問題があると思っています。

それと同時に2学期制にすることによって、中学生の子どもたちは、いわゆるテストの回数が減るわけですよね。いわゆる中間考査、期末考査という学期ごとにやっていますけれども、これが2回減るわけです。今の中学生の子どもたちの様子を見ますと、やはりテストがあるから勉強するという姿は否めないと思うんですよね。そういう意味ではある程度子どもたちに刺激を与えたり、1年の生活の中のリズムを与えるためにも、私は日本の風土からも3学期制がいいと思っています。

ただ2学期制を、全く否定しているのではないんです。もっと将来大きな教育改革があって、最近は外国に学ぶ子どもたちも非常に増えてきましたので、外国と同じように9月を新学期にするのであれば、私は2学期制というのは十分可能だと思うんですよね。そのかわり外国と同じように7月8月の長期を本当に、地域や家庭に帰して子どもたちがさまざまな体験ができるような、

そういう仕組みをつくることによって、学校だけではなく、家庭や地域でも子どもたちの成長する機会を提供するというのは、大いに検討しなければいけないことだと思っています。これはもう国の大きな制度改革につながりますので、そのところはそういう改革が出てくるのを私は待ちたいと思っています。

そのほか、幾つかございましたけれども、実はすべて網羅する文書というのを持っていますので、時間的にここでお話ししますか。どうしましょうか。後でお渡ししてもいいと思っていますけれども、委員の皆さんに。

大きなところで言えば、小中連携は絶対必要なんです。小学校と中学校の連携は必要なんですが、いわゆる一体的な一つの中で、小中一貫をやるというのは私は基本的には反対なんです。

といいますのは、ちょうど成長期に9年間という余りにも長いスパンがここでつくられることになりますし、しかもその中で子どもたちの学習生活、あらゆる面についての序列化は間違いなく進むわけですよね。そのような序列化の中で9年間子どもたちが過ごすということは、大変大きな弊害を生むと私は思っていますし、何よりも、小学校、中学校、高等学校、大学という、こういう形で子どもたちが進学するときに、やはり自分がさまざまなことに挑戦して、自分をかえていこうという機会が生まれてきますし、そういう機会をできるだけ多くとってやることが、本当は教育上大切なことだと思っていますので、小中一貫といって、一つのキャンパスの中で9年間過ごすというのは、基本的には私は少年期の子どもたちには決していい教育環境ではないと思っております。

選択制は荒畠委員がおっしゃったとおりで、小平の場合は地域ぐるみで子どもを育てようという一つの基本方針を出していますし、せっかく面に広がった教育の機会を、選択制にするということは、また点に戻ってしまうわけなんですね。点と点のつながりの教育というのは正直いって、絶対に連絡調整がうまくいかないことが起きてきますし、孤立した教育を進めるような結果が生まれてきますので、それはぜひ小平ではとりたくないなと思っています。

学校選択制については、小平はとらないという方針を出していますけれども、学校選択制をとったときに一番大きく目に見えてくる弊害といいますのは、これは子どもや保護者が学校を選択するというのではなくて、学校が子どもや保護者を選択する可能性がまず出てきます。といいますのは、例えば、児童生徒数が100人の規模の学校で、そこに150人の子どもが来たとしますよね。そうすると、50人の子どもはどうしても振り落とさなければいけないんですよ。その振り落としの作業に、意図的な何かが生まれてくるようになったときには、これはとんでもない問題がはらんできますので、それはぜひ私は避けなければいけないことだと思っています。

だから、やはり地域ぐるみで子どもとかかわって、子どもたちを見守って子どもを育てるという、そういう仕組みをつくることが義務教育段階では非常に大事ではないかと思っていますし、高等学校と大学に行きましたら、これは本当に学問という一つの自分の目標に向かって進むわけですので、それはもう大いに選択できることは構いませんし、そういう意味では高等学校も選択で構わないと思っていますけれども。小・中学校についてはできることなら、義務教育学校では地域の中で学ぶ機会を確保しておく、あと保護者の皆さんのが私立の小・中学校を選択なさるのは

自由ですので、それはそれとして認められておるわけですが、公立学校の選択制というのは基本的には私は選ばない方がいいと思っていますし、現実に選択制を敷いている地区がいろいろ迷っているのは事実ですので、間違いなくそうした方がいいという検証がない限りは、進むべきではないと私は思っております。

以上でございます。

○荒畠委員

ありがとうございました。

○小池委員長

それでは、そのほかに御質問、御意見等ございましたら、お願いいいたします。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは、(1)から(7)までの教育長報告事項を終了といたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したもの除去議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をしたいと思います。それでは、3時ちょうど、ジャストまで休憩といたします。

午後2時38分 休憩